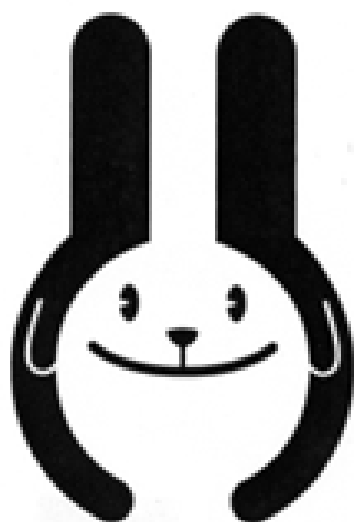


保存版

エッコロたすけあい制度 ガイドブック

エッコロたすけあい制度は組合員どうしの困ったときの「たすけあい」のしくみです
みんなが安心して暮らせる関係性をつくり、地域へ広げていきましょう



生活クラブ生活協同組合(静岡)

2026 年 10 月発行

このガイドブックは個人保存版です。
次の改定まで大切に保管してください。

生活クラブ（静岡）ホームページで⇒
申請用紙をダウンロードできます



目次

〔1〕 目次	1 頁
〔2〕 エッコロたすけあい制度とは	2 頁
〔3〕 加入・解約の手続き、エッコロで使う用語集	3 頁
〔4〕 申請から給付のながれ	4 頁
〔5〕 ケアのルール ケア者保険・行事保険について	5 頁
〔6〕 エッコロサークルについて	6 頁
〔7〕 制度内容	7 頁
〔8〕 給付申請用紙	1 6 頁
〔10〕 エッコロたすけあい制度規約	2 7 頁
〔11〕 協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明	3 1 頁
〔12〕 生活クラブ福祉たすけあい8原則・連絡先	3 2 頁

エッコロたすけあい制度とは

組合員(エッコロ加入者)どうしのたすけあいのしくみです

生活クラブ組合員のエッコロ加入者どうしのたすけあいのしくみです。

「おたがいさまのたすけあい」を広げることを目的に、生活クラブのほとんどの単協で導入されています。

エッコロに加入するケア者と被ケア者との間で成立します。

しくみにすることでお互いに「助けてほしい」「助けてあげる」が言いやすくなり、たすけあいの関係性を今以上に広げていくことができます。

「ちょっとした手助け」に対しエッコロ加入者みんなから「仲間を助けてくれてありがとう」の気持ちとして、ケア者にケア金を給付します。

エッコロで支払われるもの、受け取れるものは報酬ではなく、たくさんの「ありがとう」と「がんばろう」の詰まった、あたたかいメッセージです。

全員加入できるようにできるだけ安く 100 円/月の掛金とし、毎月の共同購入代金と共に引き落とします。

エッコロに加入するということは、100 円/月の掛金で、生活クラブの組合員相互の「たすけあいのしくみづくり」「ゆたかな地域づくり」に参加するということです。

みんながエッコロに加入することで、安心して組合員活動ができることになり、そのことがよりよい消費材づくりへとつながります。

そして、多くの組合員の参加で、地域に必要なものを生み出し、誰もが自分らしく暮らし続けることのできる地域をつくることができます。

“身近な何気ない「たすけあい」をしくみにしたい”から生まれた、エッコロたすけあい制度(以下、エッコロ)。

困ったときに「助けてほしい」「助けてあげる」と言える関係を身近なところで広げて、安心な暮らしをみんなでつくっていきましょう。



加入・解約の手続き

加入

- 加入手続き 生活クラブ加入時もしくは、それ以降もエッコロに随時加入できます。
- 掛金 月額 100 円です。
毎月の共同購入代金と一緒に翌月分の掛金 100 円を引き落とします。
- 効力の開始 加入申込書を生活クラブに提出した時点から効力が発生します。
- 効力の失効 掛金の払い込みが 3 回以上連続して確認できなかった場合や、
長期の休会等の場合、効力が失効します。

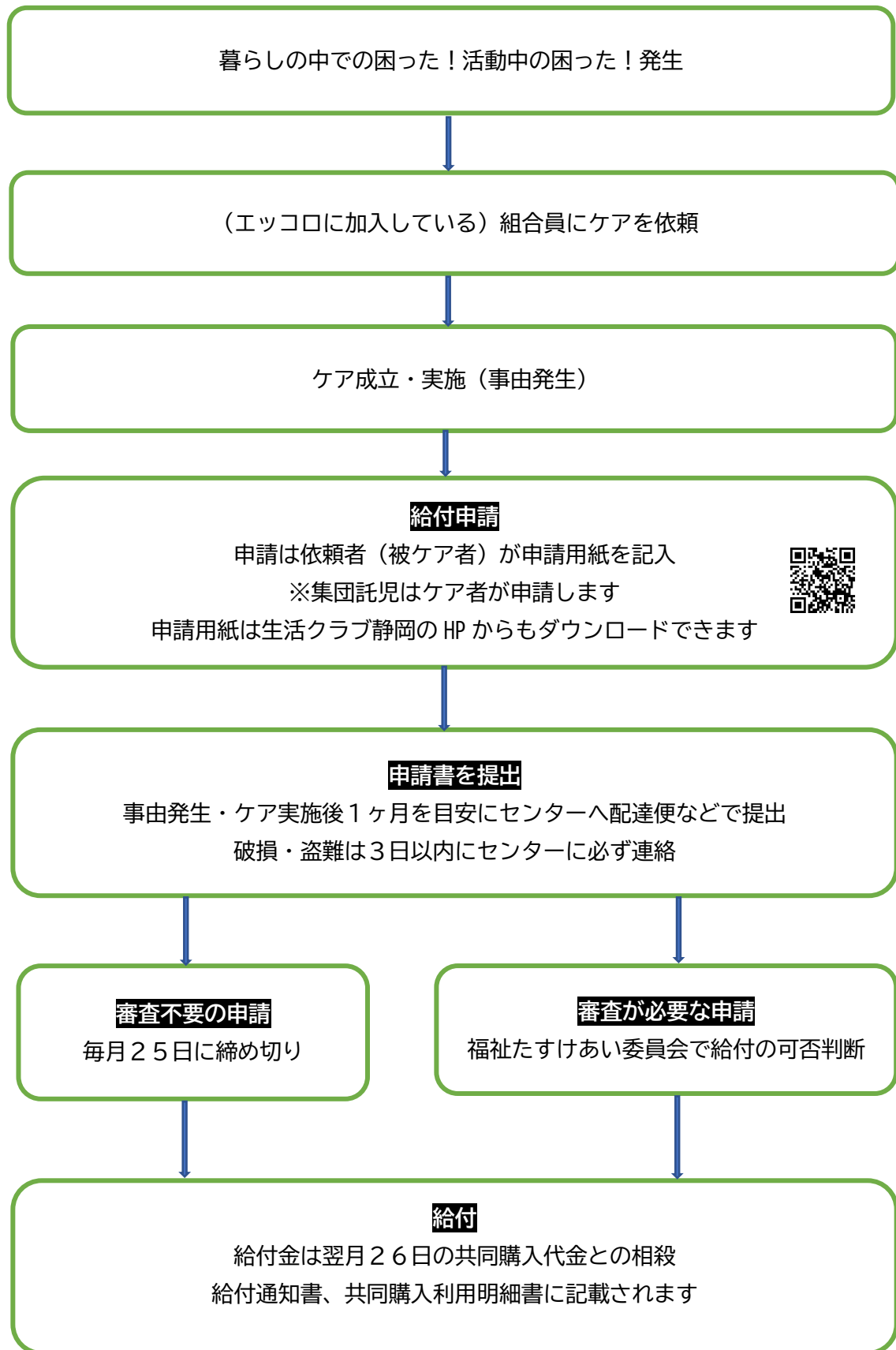
解約

契約期間は 4 月 1 日から翌 3 月 31 日までの年契約で、解約機会は年 1 回(毎年 2 月末)のみとなります。2 月末までに任意解約用紙を事務局へ提出した場合、年度替わりの 4 月から解約となります。生活クラブ生協を脱退する時は、エッコロも自動的に解約されます。

エッコロで使う用語集

組合員活動	班会、チラシ配布、展示説明会、説明会、地区会、委員会等への出席、 学習会・研修会への参加、生産者交流会など生協主催行事や生協運営に 関わる活動に参加すること。
ケア	気張らずさりげなく、困っている人へのほんのちょっとしたお手伝い。 介護や看護は含みません。
ケア者	お世話をする人。エッコロ加入者であれば誰でもなれます。
被ケア者	ケア者からケアを受ける人。エッコロ加入者であれば誰でもなれます。
ケア金	お世話になったお礼として、ケア者に払われる給付金。 エッコロ加入者みんなからのありがとうの気持ち。 労働の対価ではありません。
ケア時間	ケア者が自宅を出た時から帰宅するまでの時間(集団託児は交通費が支 給されるためケア時間のみ)。正確なケア時間の記入が必要です。
事由	エッコロを必要とする実際に起こった事柄。
発効日	加入申込書を生活クラブに提出した時点から効力が発生し、保障が開始さ れます。
家族の定義	同居する親族と別居の 2 親等以内の親族(親・子・配偶者・祖父母・孫・兄弟 姉妹)とします。(家族が亡くなったときのケアの「家族」は、3 親等以内の 親族[曾祖父母・伯父伯母・叔父叔母・曾孫]まで対象。)
不慮の事故	急激かつ外因による事故。
在宅療養	家庭において治療に専念する必要があり、かつ日常生活に支障を生じた 状態を言います。
集団託児	支部や地区で行う会議・学習会などの際の、1 人以上の子どもの託児を 言います。活動に近い場所で行います。

申請から給付のながれ



ケアのルール

エコロ加入者どうしであれば、誰でもいつでもケアを受けたり、ケアをすることができます。
ケアする人の人数、時間などは、制度の保障の範囲内で自由です。

ケアを受けるときの注意

- ・ケアしてくれる人への感謝の気持ちを忘れずに。
- ・あくまで厚意によるボランティアです。お互いの立場を思い合ってたすけあいを進めましょう。「次は、私が誰かをケアする番」と考えましょう。
- ・ケアしてくれる人に、して欲しいことの内容を伝え、ケア内容・時間・場所をよく打ち合わせて下さい。
- ・アレルギーや持病などの注意事項は、前もって伝えておきましょう。
- ・ケア終了後、速やかに申請書を提出して下さい。

ケアをするときの注意

- ・ケアを受ける人の立場を思いやり、尊重し、やさしい心で接しましょう。
- ・依頼者のプライバシーを必ず守りましょう。
- ・ケアの内容、時間などを記録しておきましょう。
- ・無理をせず、自分が普通にできることを引き受けましょう。
- ・万一、エコロのケア中に事故があった場合には、▼「ケア者保険」が適用されます。

ケア者保険・行事保険について

※万が一の事故などに備え、生活クラブ静岡単協の経費（エコロの掛金とは別）で保険に入っています。

エコロたすけあい制度に定められているすべてのケアについて「ケア者保険」が適用されます。
☆この保険はケア者を守るため、ケア者が出かけてからケアを終え帰宅するまでの間を補償します。
☆事故が発生したら、速やかに本部事務局(Tel:055-927-3399)へ連絡して下さい。
☆ケアに自動車が使われた場合の自動車事故は対象になりません。

1. 補償内容

ケガの保険 (ケア者本人)	・死亡・後遺障害 300万円 ・入院(日額) 3,000円/日(180日間) ・通院(日額) 2,000円/日(90日間)
賠償責任保険	・身体賠償 10,000万円/1事故期間中 *見舞金費用 30万円/1事故につき(180日以内に死亡の場合) *事故対応費用 30万円×被害者数/1事故につき ・示談交渉費用 30万円/1事故につき ・財物賠償 10,000万円/1事故期間中 *管理財物 10,000万円/1事故 *人格権侵害賠償 30万円/1事故につき *は特約

2. 保険会社 チャブ損害保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社

3. 事由が発生した場合

- ・組合員→本部事務局に連絡。・本部→連合会に報告。連合会より保険代理店に連絡。請求書類申請。
- ・組合員→請求書類記入→本部へ提出・保険会社査定 保険金支払い(査定後約2週間)

●行事保険

- ・静岡単協は「行事保険」に加入しています。生協主催行事や生協運営にかかわる諸活動（配達荷受は除く）に参加する組合員が、偶然的事故によりケガをした場合の補償と、主催者である生協が参加中の組合員および第三者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被った損害への補償をする制度です。

エコロサークルについて

たすけあえるつながりづくりを応援する仕組みです

エコロサークルはエコロたすけあい制度に位置づく、いざという時のたすけあいの関係性を構築する「たすけあいを広げる制度」であり、趣味の集まりから草の根市民運動まで、組合員による自発的で多様なつながり作りを応援します。

活動のテーマや方法、スタイルに決まりはありませんが、自主運営・自主管理が前提になります。共通の目的や関心を持つ人同士が“緩やかにつながる”ことを応援します。たとえば、「子育てのことで情報を交換、交流しよう」「消費材を使ってみんなで料理を楽しもう」「ヨガで心も体も健康になろう」「手芸を楽しもう」など、様々なテーマでの結成が可能です。テーマに沿って自由に企画をして活動します。

＊政治活動や宗教活動など生協活動に反するものは不可とします。

“つながり”から“たすけあい”へ関係をすすめましょう。コミュニケーション、気軽に頼り合える関係形成が、エコロたすけあい制度の「お互い様のケア交換」申請につながります。

①登録の仕方について

・エコロたすけあい制度加入組合員 3 人以上の登録が結成の条件です。

登録にあたり、エコロサークル説明会の申込みをします。説明を聞いてエコロサークルの登録をすれば結成となります。

＊代表者を担当できるエコロサークルは、1 人 1 エコロサークルまでです。

・登録期間は、上半期登録受付期限は 9 月末まで、それ以降は下半期登録となります。

・年度ごとの登録更新が必要です。毎年 1 月頃に事前の案内を出しますので、継続登録を 3 月末までに行います。

②メンバー構成、登録名称について

・エコロたすけあい制度加入組合員 3 人以上が集まれば結成できます。

＊同一メンバー構成での複数エコロサークル登録は出来ません。



③エコロサークルを作るとどうなる

・「エコロサークル活動費」が受け取れます。

・年間登録で1団体 5,000 円、下期からの登録は 1 団体 2,500 円の活動費を上限とした実費の補助となります。活動費はエコロたすけあい制度掛金から拠出されます。

・活動費の受け渡しは、年度末に活動報告書を受理した後、4月に代表者の共同購入代金で相殺となります。（後払いなのでエコロサークルが立て替える形になります）

制度内容



エッコロは「はい、どうぞ」の意味を持つイタリア語です。
「気軽にケアをしましょう」という気持ちを表現しています。
左はエッコロのロゴマーク
一見かわいいウサギに見えますが、逆さにすると両手が図案化されていることがわかります。

生活保障・組合員活動保障・共同購入保障で設計されています

- ・くらしの中でちょっと困った時に支えあう仕組み(生活保障)と、生活クラブの様々な活動に参加することを支える仕組み(組合員活動保障・共同購入保障)を基本に設計されています。
- ・ケアは、エッコロに加入するケア者と被ケア者との間で成立します。ケアが成立したら被ケア者が事務局に給付申請書を提出し、申請が通ればケア者に共同購入代金との相殺でケア金が給付されます。

ケアはエッコロ加入者どうしで成立させます

- ・困ったことが起きた時、被ケア者であるエッコロ加入者自身が、身近な知り合いのエッコロ加入者にケアをお願いし成立させることが基本になります。

年間総給付限度額は 10 万円です

- ・エッコロたすけあい制度は少額共済であり、給付額に上限が設けられています。
- ・一契約につき事業期間中(4 月 1 日～3 月 31 日)の総給付限度額(全ての保障における給付金を合算した総額)は 10 万円とします。

私たちの暮らしに必要なたすけあいの制度として自治します

- ・事由の審査や制度の見直しなどを組合員組織(福祉たすけあい委員会)で行い、私たちの暮らしに必要なたすけあいの制度として自治します。申請内容によっては、給付の審査が必要な場合があります。審査を必要とする申請は、毎月の福祉たすけあい委員会で審査し、都度給付の判断をします。また保障内容の見直し要求は組合員の共済に対する意思表示と捉え、日常的に意見集約を行いながら2年ごとを目安に制度改定を検討していきます。

A. 生活保障

事由	①加入者本人または家族の入院・在宅療養時のケア	②加入者本人の出産前後のケア	③障がいを持つ加入者本人へのケア、障がいを持つ家族や介護を必要とする家族を持つ加入者本人へのケア（リフレッシュ含む）
			
事象	加入者本人または家族が不慮の事故・病気で入院・在宅療養したときに、エッコロ加入者にケアしてもらったとき	加入者本人が出産前後の療養中に、エッコロ加入者にケアしてもらったとき	障がいを持つ加入者本人、障がいを持つ家族や介護を必要とする家族を持つ加入者本人が、エッコロ加入者にケアしてもらったとき
保障内容	ケア金 600 円/回(1 時間まで) 1 ケアで連続 3 回(時間)まで使用可		
ケア内容	・入退院・通院時の準備・付き添い ・家族の世話などの家事援助 (ex:家事全般、子どもの見守り) *子どもの見守りは小 6 以下	・入退院・通院時の準備・付き添い ・家族の世話などの家事援助 (ex:家事全般、子どもの見守り) *子どもの見守りは小 6 以下	・加入者本人及び家族へのケア中の家事援助 (ex:家事全般、子どもの見守り) ・加入者本人のリフレッシュの際の家族の見守り (ex:美容院、映画鑑賞、散歩) *子どもの見守りは小 6 以下
限度	①～⑦合わせて年間限度額 18,000 円(30 回) *4 月～翌年 3 月分		
補足	・共同購入預かり配達ケアは共同購入保障で申請。	・共同購入預かり配達ケアは共同購入保障で申請。 ・ケア期間は、出産前(妊娠)から子ども 1 歳未満まで。	・共同購入預かり配達ケアは共同購入保障で申請。
提出書類	申請書 A-1	申請書 A-1	申請書 A-1

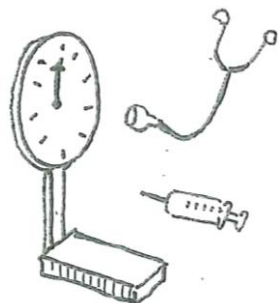
A. 生活保障

事由	④高齢の加入者本人へのサポート ケア	⑤子育て中の加入者本人へのケア (リフレッシュ含む)	⑥加入者本人への災害時ケア
			
事象	高齢の加入者本人(65歳以上)が、エコロ加入者にケアしてもらったとき	子育て中(小6以下)の加入者本人が、エコロ加入者にケアしてもらったとき	加入者本人の居住する住宅が災害にあり、エコロ加入者にケアしてもらったとき
保障内容	ケア金 600 円/回(1 時間まで) 1 ケアで連続 3 回(時間)まで使用可		
ケア内容	・加入者本人の家事援助 (ex: 家事全般、子どもの見守り) *子どもの見守りは小6 以下 ・共同購入の申し込みサポートを含む ・例) カタログやチラシを読んでもらう 注文用紙に記入してもらう インターネット注文をしてもらう 注文の仕方を説明してもらう	・加入者本人の子どもへのケア中の家事援助 (ex: 家事全般、子どもの見守り) ・加入者本人のリフレッシュの際の子どもの見守り (ex: 買い物、美容院、映画鑑賞、散歩) *子どもの見守りは小6 以下	・後片付け、家事援助、託児 *託児は小6 以下
限度	①～⑦合わせて年間限度額 18,000 円(30 回) *4 月～翌年 3 月分		
補足	・共同購入預かり配達ケアは共同購入保障で申請。	・共同購入預かり配達ケアは共同購入保障で申請。	・共同購入預かり配達ケアは共同購入保障で申請。 ・加入者本人の居住する住宅に限る。
提出書類	申請書 A-1	申請書 A-1	申請書 A-1

A. 生活保障

事由	⑦葬儀や学校行事に伴うケア	⑧日常の困りごと (①～⑦の項目以外)
		
事象	加入者本人が葬儀や学校行事(保育園・幼稚園含む)に参加するため、エッコロ加入者にケアしてもらったとき	加入者本人が①～⑦の項目以外の日常の困りごとを、エッコロ加入者にケアしてもらったとき
保障内容	ケア金 600 円/回(1 時間まで) 1 ケアで連続 3 回(時間)まで使用可	ケア金 600 円/回(1 時間まで) 1 ケアで連続 3 回(時間)まで使用可
ケア内容	・加入者本人の葬儀や学校行事参加時の家事援助 (ex:家事全般、子どもの見守り) *子どもの見守りは小 6 以下	・加入者本人が①～⑦の項目以外のケアを受ける時 ・留守や緊急の場合における①～⑦のケア内容以外の日常の困りごと (ex:ペットの世話、庭木の水やり、引越しの手伝い)
限度	①～⑦合わせて 年間限度額 18,000 円(30 回) *4 月～翌年 3 月分	年間限度額 3,000 円(5 回) *4 月～翌年 3 月分
補足	・ケア期間は、事由発生後 2 週間。 ・葬儀に関する家族の範囲は、同居する家族、または別居の 3 親等以内の親族。 ・葬儀や行事そのものの手伝いは保障対象外。 ・共同購入預かり配達ケアは共同購入保障で申請。	・共同購入預かり配達ケアは共同購入保障で申請。
提出書類	申請書 A-1	申請書 A-1

A. 生活保障

事由	⑨節目祝	⑩健康推進
		
事象	・加入者本人の出産時 ・加入者本人の子の入園・入学時（小学校入学まで） ・加入者本人が誕生日を迎えた時（10歳単位）	加入者本人が健康診断・がん検診を受けた時 ※健康保険適用の<u>検査等</u>の場合は対象外
保障内容	福祉たすけあい委員会が選定した1,000円相当の消費材	自己負担金に対して 上限 500 円の実費補助
ケア内容		
限度		
補足	・自己申請に限る。 ・事由発生時にエコロに加入していることが条件。 ・出産祝の申請期限は 1 歳の誕生日の前日まで。 ・入園・入学・誕生日祝の申請期限は事由発生日から 1 年以内。	・年1回のみ。 ※4 月～翌年 3 月分。 ※年度の申請期限は 5/31 まで。
提出書類	申請書 A-2	申請書 A-2 ※医療機関発行の領収書・レシート等の支払金額の証明書類(コピー可)

B. 組合員活動保障

事由	①組合員活動を支えるためのケア	②組合員活動のため車を乗り合わせてきたときのケア	③活動中の私物の破損・盗難
			
事象	加入者本人の組合員活動時にエコロ加入者に託児等のケアをしてもらったとき ※委員会活動に限り、幼稚園・保育園の延長保育も対象 ※委員本人が活動時間を調整できない会議、および委員会主催で一斉に行う企画等	加入者本人が組合員活動に参加するため、エコロ加入者と車で一緒に乗り合わせてきたとき	組合員活動中に加入者本人の私物の破損・盗難が発生したとき
保障内容	ケア金 600 円/回(1 時間まで) 1 ケアで連続 3 回(時間)まで使用可 延長保育は実費を補助	ケア金片道 200 円	修理・買い替え費用実費
ケア内容	・託児(小 6 以下) ・子ども・高齢者等の家族の世話(ex:見守り、送迎など) ・家事援助	・組合員活動の際、自宅と会場間を車で乗り合わせてきたときの送迎 ※申請書に主催者の名前、会議名、企画名、会場名を記入	
限度			単年度通算 50,000 円限度 ※4 月～翌年 3 月分
補足	・兄弟の託児は 1 ケア。 ・障がいを持っている人が活動(委員会活動・学習会活動等)に参加するときの付き添いも含む。 ・消費材受取時、班会は含まず ・共同購入配達ケアは共同購入保障で申請。	・家族間の乗り合わせは対象外。 ・複数の乗り合わせの場合は、代表で 1 人が申請し 1 ケアと扱う。 ・単協及び支部主催の会議・企画が対象。 ・エコロサークル主催企画は対象外。 ・車両事故時の保障は車の保険を使用となります。	・消費材受取時は対象外。 ・その他の保険・共済などを使用の場合は対象外。
提出書類	<u>申請書 B-1</u> ※延長保育の申請の場合は、活動を証明できる委員長のサインと領収書の添付が必要	<u>申請書 B-2</u>	<u>申請書 B-3</u> ※活動を証明できる主催者のサインが必要 ※盗難は警察署の盗難番号必要

B. 組合員活動保障

事由	④集団託児
	
事象	加入者本人が組合員活動時に集団託児を利用したとき
保障内容	ケア金ケア者1人につき 2 時間まで 1,200 円、3 時間まで 1,800 円 ＊ケア者が会場到着後に託児がキャンセルされた場合は 600 円をケア金として保障 ＋交通費(生活クラブ静岡の基準額) ＊交通費を支給するため、会場までの移動時間はケア時間の対象になりません コーディネーター料 300 円/回 ＊ケア者の決定後のキャンセル時も保障
ケア内容	・託児グループに登録したケア者による託児 ・対象年齢は生後 6 ヶ月以上、小 2 以下
限度	
補足	・単協や支部で事前に認められた活動が対象。 ・エッコロ未加入者が託児当日に加入した場合も可。 ＊但し、事前の託児予約が必要。 ・主たる保護者である場合、孫は子どもに準じるものとします。
提出書類	申請書 B-4 ＊託児ケア者が申請

◆集団託児について◆

・これまで生産者交流会などの活動企画時の託児は、支部ごとに様々な方法で行ってきました。これをエッコロたすけあい制度でできるよう、組合員活動保障の中に集団託児の仕組みを整備し、支部ごとにエッコロ加入者による託児グループを作ることを呼びかけています。託児グループ内にコーディネーターを置き、活動企画の主催者はコーディネーターを通じて託児を依頼します。エッコロ未加入者や組合員以外の託児を受ける場合は、エッコロたすけあい制度掛金からの支出とはせず、有料(依頼者負担)もしくは主催者負担とするかを都度主催者が判断します。

事前

【主催者】

「集団託児依頼表」を作成して託児コーディネーターへ依頼
被ケア者へ「集団託児受付表&集団託児についてのお願い」を配布

【託児コーディネーター】

「集団託児依頼表」に基づき
必要な人数の託児ケア者を当日までに集める

当日

【被ケア者】

事前に「集団託児についてのお願い」を確認
「集団託児受付表」を当日会場へ持参して受付
子どもを託児グループへ預ける
終了後に託児グループから子どもを引き取る

【託児グループ】

託児終了後「給付申請書」を作成し事務局へ提出

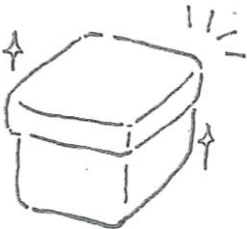


ケア者へケア金を給付(共同購入代金と相殺)

C. 共同購入保障

事由	①共同購入品の破損・盗難補償	②共同購入備品の破損・盗難補償	③共同購入預かり配達ケア
			
事象	消費材が破損したとき (家族受取時も含む) 盗難にあったとき (配達当日の午後9時までの発見)	生活クラブで購入した受取容器 (新班結成ストックープレゼントも 含む)を、事故による破損や盗難 により、再度購入したとき	加入者本人が受け取り困難なときに、エ ッコロ加入者に消費材を預かってもらっ たり、配達のケアを受けたとき
保障 内容	被害実額 200 円(税込)以上の破 損・盗難被害額 * 班値引きありの時は値引き後の金額	購入額実費 * 班の場合は購入額実費×加入率(エ ッコロ加入者人数/班人数)	預かり配達ケア 1回 300 円
ケ ア 内 容	・破損、盗難された消費材額	・再購入した同一の容器購入代	・以下の理由で受取困難なときの消費材 の預かり・配達 1) 加入者本人の組合員活動中 2) 加入者本人・家族の療養、本人の出産前後 3) 加入者本人が家族の介護を行うとき 4) 加入者の家族の葬儀や学校行事参加時 5) 加入者の住宅災害時 6) その他の緊急時
限 度	年3回まで * 4月～翌年3月分 1事由 50,000 円限度	同一品年1回 * 4月～翌年3月分	1)～6) 合わせて年間上限 3,000 円 (10 回) * 4月～翌年3月分
補 足	・自宅玄関の中に入れるまでの破損 です(但し個配で、玄関内で消費材 を受け渡す場合は、受け渡し中の み保障する)。班は配達翌日の荷 受場所整理中の破損も含みます。 破損とは使用に耐えないものとし ます。ドライアイスの不備、取り忘 れによる解凍事故は対象外です。 ・盗難は荷受場所での盗難です(班 の場合は他の組合員の取り間違い の有無確認が必要)。盗難の補償 は配達当日21時までに発見。 ・特定できない人や動物による被害 も含みます。 ・「盗難は3日以内」「破損は原則3 日以内」にセンターへの連絡が必 要(土日、休日をまたぐときは、そ の翌日まで)。 ・再発防止のための対策を記入して ください。	・生活クラブ斡旋の受取容器に限 る。 * 個配用シッパ、冷凍冷蔵用スト ッカー(現在、製造終了につき牛乳ス トッカーの斡旋は中止しています)。 ・同一品が既になくなっている場 合や、価格改定している場合は、 同一規格と同等レベルの購入代 金を補償。同等よりもレベルアッ プ品を購入する場合は、元々の 購入費用分のみを補償。 ・破損は事故破損の場合のみです (老朽化による劣化破損は対象 外)。	・事由により受取困難となり手助けが必 要な時のケアに限る。 ・家族で受け取り出来るときは対象外。 ・2)の「本人の出産前後」は、出産前(妊 娠)から子ども1歳未満まで ・4)の「加入者の家族の葬儀」は、事由発 生後2週間。家族の範囲は、同居する家 族、または別居の3親等以内の親族。葬 儀そのものの手伝いは保障対象外。 ・4)の「学校行事参加時」は、行事そのも のの手伝いは保障対象外。 ・5)の「加入者の住宅災害時」は、加入者 本人の居住する住宅に限る。 ・6)の「その他の緊急時」は、具体的な内 容を記入。
提 出 書 類	<u>申請書 C-1</u> * 配達伝票または集金明細表 (コピー可)	<u>申請書 C-1</u> * 新しく購入した備品の集金明細の コピー	<u>申請書 C-2</u>

C. 共同購入保障

事由	④日常的に受取困難な人への共同購入配達ケア	⑤個配スタート時・新班結成時の受取容器代補助
		
事象	日常的に受取が困難な加入者本人が、エコロ加入者に配達ケアを受けたとき	個配スタート時、新班結成時に受取容器を購入したとき
保障内容	預かり配達ケア 1回 300 円	個配 代金の実費 班 代金の実費×班加入率(エコロ加入者人数/班人数)
ケア内容	・以下の理由で受取困難なときの消費材の預かり・配達 1)加入者本人がハンディキャップ(障がい・慢性疾患)があるとき 2)加入者本人が高齢(65 歳以上)であるとき	
限度	年間上限 9,000 円(30 回) *4 月～翌年 3 月分	
補足	・事由により受取困難となり手助けが必要な時のケアに限る。 ・個別配送が開始になっていない地域で、運転免許の返納、持病の悪化により外出困難など、荷受に出かけることが病気や高齢などで困難になったときに限る。 ・「ふれあい宅配」との併用はできません。	・生活クラブ斡旋の受取容器に限る。 ・*個配用シッパー、冷凍冷蔵用ストッカー(現在、製造終了につき牛乳ストッカーの斡旋は中止しています)。 ・1 個のみ対象。 ・申請は個配・班開始 6 ヶ月以内の組合員に限る。
提出書類	<u>申請書 C-2</u>	<u>申請書 C-1</u> *新しく購入した備品の集金明細のコピー

申請書A-1		エコロたすけあい制度		給付申請書		受付番号	
《生活保障 ①～⑧生活上のケア》							
生活クラブ生活協同組合御中				下記事由発生内容により、ケア金の請求をいたします			
記入日		20 年 月 日					
組合員コード				支部名			
フリガナ				※班の組合員の方 班コード			
組合員名				連絡先電話番号			
事由発生報告							
事由 該当項目に■		① ☐ 加入者本人または家族の入院・在宅療養時のケア					
		② ☐ 加入者本人の出産前後のケア（妊娠から子ども1歳未満まで）					
		③ ☐ 障がいを持つ加入者及び家族・介護を必要とする家族を持つ加入者のケア（リフレッシュ含む）					
		④ ☐ 高齢の加入者のサポートケア					
		⑤ ☐ 子育て中の加入者のケア（リフレッシュ含む）					
		⑥ ☐ 加入者の災害時ケア（加入者の居住する住宅に限る）⇒災害内容・被害状況【 】					
		⑦ ☐ 葬儀や学校行事に伴うケア					
		⑧ ☐ 日常の困りごと（上記①～⑦以外）へのケア					
		※ケア金600円/回（1時間まで）、1ケアで連続3回まで使用可 ※①～⑦は合わせて年間限度額18,000円（30回）、⑧は3,000円（5回）					
ケア報告・請求内容							
回数	事由発生日	ケア者		ケアの具体的内容	ケア時間	ケア金額	
		組合員コード	氏名				
例	10/1	00123456	生活 花子	母親の介護の間、子どもの見守りをしてもらった	2	1200	
1							
2							
3							
4							
5							
※ケア内容には、入退院・通院時の準備・付き添い、家族の世話などの家事援助、子供の見守りなどを記入					請求額合計		
■事務局記入欄				給付日	20 年 月 日		
受付日	/	受付者		【審査不可理由】			
給付額	円	事務局					
【個人情報の取り扱いに関する事項】 事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。							

申請書A-2		エコロたすけあい制度		給付申請書		受付番号	
《生活保障 ⑨節目祝 ⑩健康推進》							
生活クラブ生活協同組合御中				下記事由発生内容により、ケア金の請求をいたします			
記入日		20 年 月 日					
組合員コード				支部名			
フリガナ				※班の組合員の方 班コード			
組合員名				連絡先電話番号			
⑨節目祝							
		事由発生日		20 年 月 日			
事由 該当項目に■		① ☐ 加入者本人の出産時					
		② ☐ 加入者の子の入園・入学時（小学校入学まで） <内容： _____>					
		③ ☐ 誕生日を迎えた時（10歳単位）					
		※自己申請に限る。給付は福祉たすけあい委員会が選定した「1,000円相当の消費材」 ※②の内容欄には「長男の小学校入学」などを記入 ※①の申請期限は1歳の誕生日の前日まで、②③の申請期限は事由発生日から1年以内					
⑩健康推進（健康診断・がん検診）※年1回のみ申請可。健康保険適用の場合は対象外です。							
検診日		20 年 月 日 （4月～翌3月中の検診⇒5月末までに提出されたものを受理）					
検診内容							
検診時支払金額		_____円					
補助請求金額 _____円 自己負担金に対して上限500円の実費補助				※添付書類 医療機関の領収書、レシート等の支払金額の証明書類（コピー可）			
■事務局記入欄				給付日		20 年 月 日	
受付日		/		受付者		【審査不可理由】	
給付額		円		事務局			
【個人情報の取り扱いに関する事項】 事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。							

申請書B-1		エコロたすけあい制度		給付申請書		受付番号	
《組合員活動保障 ①組合員活動を支えるためのケア》							
生活クラブ生活協同組合御中				下記事由発生内容により、ケア金の請求をいたします			
記入日		20 年 月 日					
組合員コード				支部名			
フリガナ				※班の組合員の方 班コード			
組合員名				連絡先電話番号			
ケア報告・請求内容							
回数	事由発生日	ケア者		ケア理由	ケア内容	ケア時間	ケア金額
		組合員コード	氏名	(何のために)	(何のケアを)		
例	10/1	00123456	生活 花子	委員会	託児	2	1200
1							
2							
3							
4							
5							
※ケア内容…託児、家族の世話、家事援助等を記入 1 ケア 600円/回（1時間まで） 1 ケアで連続3回まで使用可					請求額合計		
延長保育補助申請明細（委員会活動時） ※領収書等添付 実費を補助						活動証明者記入欄	
日付			延長保育依頼先			氏名	
ケア理由			請求額				
■事務局記入欄				給付日	20 年 月 日		
受付日	/	受付者	【審査不可理由】				
給付額	円	事務局					
【個人情報の取り扱いに関する事項】 事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。							

申請書B-2		エコロたすけあい制度		給付申請書		受付番号		
《組合員活動保障 ②組合員活動のため車を乗り合わせてきたとき》								
生活クラブ生活協同組合御中				下記事由発生内容により、ケア金の請求をいたします				
記入日		20 年 月 日						
組合員コード				支部名				
フリガナ				※班の組合員の方 班コード				
組合員名				連絡先電話番号				
ケア報告・請求内容								
回数	事由発生日	主催者	企画	会場	片道/往復	ケア者（運転者）		ケア金額
						組合員コード	氏名	
例	10/1	〇〇支部	委員会	沼津センター	■ 往路	00123456	生活 花子	200
1					☐ 往路 ☐ 復路			
2					☐ 往路 ☐ 復路			
3					☐ 往路 ☐ 復路			
4					☐ 往路 ☐ 復路			
5					☐ 往路 ☐ 復路			
片道…1ケア（200円）、往復…2ケア（400円） ▼組合員活動かどうかで区別します。また家族間の乗り合わせは対象外です ex.生産者交流会に委員、スタッフとして出席の場合は対象 ex.生産者交流会への参加は対象外						請求額合計		
■事務局記入欄				給付日	20 年 月 日			
受付日	/	受付者		【審査不可理由】				
給付額	円	事務局						
【個人情報の取り扱いに関する事項】 事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。								

申請書B-3		エコロたすけあい制度		給付申請書		受付番号	
《組合員活動保障 ③活動中の私物の破損・盗難》							
生活クラブ生活協同組合御中				下記事由発生内容により、ケア金の請求をいたします			
記入日		20 年 月 日					
組合員コード				支部名			
フリガナ				※班の組合員の方 班コード			
組合員名				連絡先電話番号			
事由発生報告							
事由発生日時		20 年 月 日 時頃		発生場所			
活動内容							
発生事由		☐ 私物の破損					
		☐ 私物の盗難		警察署の盗難受理番号			
破損・盗難 発生時の状況							
修理・買い替え費用実額 _____円 (その他の保険・共済などを使用の場合は対象外)				補助請求金額 _____円 単年度通算50,000円を限度			
※添付書類 領収書、レシート等の支払金額の証明書類（コピー可）				※活動主催者証明記入欄 氏名：			
■事務局記入欄				給付日		20 年 月 日	
受付日		/ /		受付者		【審査不可理由】	
給付額		円		事務局			
【個人情報の取り扱いに関する事項】 事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。							

申請書B-4		エッコロたすけあい制度		給付申請書		受付番号	
《組員活動保障 ④集団託児》 1/2ページ							
生活クラブ生活協同組合御中				下記事由発生内容により、ケア金の請求をいたします			
託児ケア者		⇒	主催者		⇒	託児ケア者	
						センター（または本部事務局）	
組員コード					託児グループ名		
託児ケア代表者					連絡先		
企画名					主催		
会場					受付子ども人数		人
発生日時		20 年 月 日 時 分 ～ 時 分			ケアした子ども人数		人
					主催者確認サイン		
託児グループ名		託児ケア者の 組員コード		託児ケア者の 氏名		ケア時間	ケア金（円）
						：	交通費（実費）円
						：	
						：	
						：	
						：	
						計 ：	
※ケア金はケア者1人につき2時間まで1,200円、3時間まで1,800円＋交通費（実費） ※対象年齢は生後6ヶ月以上、小2以下 ※単協や支部で事前に認められた活動が対象 ※未加入者が託児当日加入した場合、予約済であれば発効日前ケア対象とします。 ※ケア者が会場到着後に託児がキャンセルされた場合は600円をケア金として保障							
◇気づいた点など							
【個人情報の取り扱いに関する事項】 事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエッコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。							

《組合員活動保障　④集団託児》

2/2ページ

ケア依頼者欄

支部名	託児依頼者の組合員コード	託児依頼者名	エッコロ 加入済は○	子どものなまえ（ひらがな）	年齢
					歳
					歳
					歳
					歳
					歳
					歳
					歳
					歳
					歳
					歳
(↑加入待機中は「待機」と記入)					

コーディネーター料　300円（ケア者決定により給付）※コーディネーター料はケア者決定後のキャンセル時も保障

託児グループ名	組合員コード	コーディネーター名	金額

■事務局記入欄

受付日	/	受付け者		給付額	円	事務局	
【審査不可理由】							

【個人情報の取り扱いに関する事項】
事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエッコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。

申請書C-1		エッコロたすけあい制度		給付申請書		受付番号	
《共同購入保障 ①共同購入品の破損・盗難、 ②共同購入備品の破損・盗難 ⑤個配スタート時・新班結成時の受け取り容器代補助》							
生活クラブ生活協同組合御中				下記事由発生内容により、ケア金の請求をいたします			
記入日		20 年 月 日					
組合員コード				支部名			
フリガナ				※班の組合員の方 班コード			
組合員名				連絡先電話番号			
①共同購入品の破損・盗難							
事由発生日時		20 年 月 日 時頃		被害発生場所			
センター連絡日		月 日 「盗難」「破損」は原則3日以内（土日を跨ぐ場合はその翌日まで）					
保管状況、および 被害発生時状況		日 時頃発見（盗難の補償は配達当日21時まで発見） ※欠品情報に留意してください					
再発防止策							
被害品目 (他の用紙に記載可)		消費材名		数量	単価	税込金額	備考
					円	円	
					円	円	
					円	円	
		(集金明細表または配達明細表添付)			計	円	
※被害実額200円以上の破損・盗難被害実額、1事由50,000円限度、年3回まで ※「集金明細表」または「配達明細表」要添付（コピーも可）							
②共同購入備品の破損・盗難 ⑤個配スタート時・新班結成時の受け取り容器代補助							
業態	事由発生日 (②は盗難・破損日、 ④は個配加入日や班結成日)		購入額（税込）				補助申請金額（税込）
個配	20 年 月 日		円		左の購入額と同額を右に記入⇒		円
班	20 年 月 日		円		×（エッコロたすけあい制度加入者____人÷班人数____人）＝		円
個配：代金の実費		※「集金明細表」または「集金照合票」要添付（コピーも可）					
班：代金の実費×班加入率		※生活クラブ幹旋の受け取り容器に限る。②は同一品年1回のみ ④は1個のみ対象					
■事務局記入欄				給付日		20 年 月 日	
受付日	/	受付者		【審査不可理由】			
給付額	円	事務局					
【個人情報の取り扱いに関する事項】 事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエッコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。							

エッコロたすけあい制度 集団託児依頼表										年	月	日 ()
託児グループ										No. _____		
記入者：												
様 以下のとおり、託児ケアをお願いします。												
企画名称・活動内容		主催団体（支部名など）		代表者名		託児依頼担当者の氏名・連絡先						
企画会場						TEL (FAX)						
		月 日 ()		子どもの人数								
		時 分 ~ 時 分		エッコロ加入								
		[所要時間 時間 分]		加入済・当日加入								
当日 出欠	支部名	組合員コード	組合員名	子どものなまえ (ひらがな)	性別	年齢	エッコロ加入	連絡先TEL	託児経験	アレルギー等		
					男・女	歳	加入済・当日加入		有・無			
					男・女	歳	加入済・当日加入		有・無			
					男・女	歳	加入済・当日加入		有・無			
					男・女	歳	加入済・当日加入		有・無			
					男・女	歳	加入済・当日加入		有・無			
					男・女	歳	加入済・当日加入		有・無			
					男・女	歳	加入済・当日加入		有・無			
					男・女	歳	加入済・当日加入		有・無			
					男・女	歳	加入済・当日加入		有・無			
					男・女	歳	加入済・当日加入		有・無			
					男・女	歳	加入済・当日加入		有・無			
					男・女	歳	加入済・当日加入		有・無			
					男・女	歳	加入済・当日加入		有・無			
					男・女	歳	加入済・当日加入		有・無			
主催者		託児コーディネーター		託児ケア者		申請		一きりとり線		2026.10 生活クラブ生活協同組合		
(託児が多数のときは、給付申請書に左側裏面の添付でも可)												

企画名：月 日 () 開催

集団託児についてのお願い

生活クラブ生活協同組合 単協福祉たすけあい委員会

1. アレルギーなど重要なお知らせ事項があるときは、事前に主催者に連絡下さい。

2. 持ち物

☆着替え (パンツ・おむつ多めに)、帽子、防寒服 (冬季)

☆ハンカチ、ウェットティッシュ、ビニール袋 (汚れ物入れ)

☆おむつ替えをする子・・・シートまたはタオル

☆昼寝をする子・・・バスタオル

(その他の持ち物)

*おにぎり、水筒は必要に応じて持参して下さい。

*兄弟の場合は別々に用意して下さい。おにぎりはおやつ代わりに使用します。

*母乳、粉ミルクは託児依頼者からあげるようにして下さい。

*アレルギーのあるお子さんも同室で託児します。命の危険もありますので以下の事を守ってご準備ください。

○白おにぎり (米のみ) か白ごはん、水筒 (お茶または水)

×ふりかけ、海苔、雑穀ごはん、お菓子やジュース、ゲーム機

3. 全ての持ち物に大きく名前を記入して下さい。

4. 当日

*お子さんを預ける時、集団託児受付表 (右記) を託児者にお渡し下さい。

*当日の朝、自宅で検温してきてください。お子さんの体調が悪い場合 (発熱など) は、託児ができません。

*託児は終了予定時間で終了しますので、終了予定時間になったら必ずお子さんを迎えに来て下さい。

5. 欠席の連絡 必ず主催者まで事前にお願いたします。

やむをえない当日の遅刻欠席は、速やかに主催者に連絡して下さい。

6. 連絡先

名前 ()

電話番号 ()

※専門家ではなく、同じ立場の組合員が行う託児です。お子さんにとって無理のない託児を考えています。お子さんの状態によっては託児を中止することもありますのでご了承下さい。

集団託児受付表

※こどもの様子を記入して当日託児ケア者にお渡しください。

日 に ち 月 日

保護者氏名 (組合員コード) ()

エッコロへの加入 加入済・当日加入・加入済 (待機者)

こどものなまえ (ひらがな)
(こどもの呼び方) ()

こどもの性別・年齢 男・女 (歳 ヶ月)
(年 月 生まれ)

こどもの
日常のようす
(項目に○)

食べ物
アレルギー

・なし
・あり
(食品名)

トイレは
一人で

・できる
・できない - パンツ
- おむつ

今朝の便通 (あり・なし) 今朝の体温 (度)

好きな遊び

その他の留意事項
(アレルギーなど、様子で
知らせておきたいこと)

(ケア者記入欄)

保護者の
方への連絡

託児依頼者 託児ケア者 託児依頼者 2026.10

＜生活クラブエッコロたすけあい制度規約＞

第一章 総 則

（目的）

第1条 生活クラブエッコロたすけあい制度は、共済金額が10万円以下の共済契約を行う事業で、生活クラブ生活協同組合（以下生協という）の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる活動内容を行うことを目的とします。

（活動内容）

第2条 活動内容は生活クラブエッコロたすけあい制度規約に基づき、加入者から掛金を受取り、事業期間中に発生した以下の事由に対して保障を行う事業とします。

1. 生活保障

（1）加入者本人または家族が不慮の事故・病気で入院・在宅療養したときのケア

（2）加入者本人が出産前後の療養中のケア

（3）障がいを持つ加入者本人、障がいを持つ家族や介護を必要とする家族を持つ加入者本人へのケア

（4）高齢の加入者本人（65歳以上）へのケア

（5）子育て中（小6以下）の加入者本人へのケア

（6）加入者本人の居住する住宅が災害にあった時のケア

（7）加入者本人が葬儀や学校行事（保育園・幼稚園含む）に参加する時のケア

（8）加入者本人の日常の困りごとへのケア

（9）加入者本人の節目祝い（加入者本人の出産時・小学校入学までの加入者本人の子の入園入学時・加入者本人の10歳単位の誕生日）

（10）加入者本人が健康診断・がん検診を受けた時の費用補助

2. 組合員活動保障

（1）加入者本人の組合員活動を支えるケア（託児

や家族の世話）

（2）加入者本人が組合員活動に参加するため車を乗り合わせるケア

（3）組合員活動中の加入者本人の私物の破損・盗難補償

（4）加入者本人が組合員活動に参加するための託児ケア（集団託児）

3. 共同購入保障

（1）配達当日の消費材の破損・盗難の補償

（2）共同購入備品の盗難・破損の補償

（3）消費材の預かり・配達ケア（加入者本人の組合員活動中、加入者本人・家族の療養中、加入者本人の出産前後、加入者本人の家族の介護中、加入者本人の家族の葬儀や学校行事参加時、加入者本人の住宅災害時、その他の加入者本人の緊急時）

（4）ハンディキャップ（障がい・慢性疾病）をもつ加入者本人や、高齢の加入者本人（65歳以上）の消費材の預かり・配達ケア

（5）個配組合員スタート時や新班結成時の受取容器代購入費用補助

（エッコロたすけあい制度の管理・運営）

第3条 エッコロたすけあい制度の自律的かつ円滑な運営を図るために「単協福祉たすけあい委員会」を設置します。

（単協福祉たすけあい委員会の議決事項）

第4条 単協福祉たすけあい委員会は生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を議決します。

（1）エッコロたすけあい制度事由発生処理に関する事項

（2）エッコロたすけあい制度内容の検討に関する事項

（3）エッコロたすけあい制度の事業案の策定に関する事項

（4）その他エッコロたすけあい制度の運営上必要とされる事項

第 二 章 契 約

(加入者の範囲)

第 5 条 加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるものは生協の組合員とします。

(加入手続き)

第 6 条 生協に申請し、生協の受理をもってします。

(掛金および払込方法)

第 7 条 掛金は月額 100 円とし、毎月生協の指定する日までに生協に払込むものとします。

2. 掛金の払込方法は、別に定める細則によります。

(効力の開始)

第 8 条 効力の開始は申込みが受理された時からとします。

(給付金の受取人)

第 9 条 給付金の受取人は加入者本人とケア者とします。

2. 給付金の受取人である加入者が死亡したときは次号に掲げるものとし、その順位は各号の順にします。

(1) 加入者の配偶者

(2) 加入者の死亡当時生計を一にしている子・父母（配偶者の父母を含む）

3. 給付金の受取人であるケア者が死亡したときは次号に掲げるものとし、その順位は各号の順にします。

(1) ケア者の配偶者

(2) ケア者の死亡当時生計を一にしている子・父母（配偶者の父母を含む）

(事業の期間)

第 10 条 事業の期間は 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとし、期間の途中における解約はできないものとします。

2. 解約方法は別に定める細則によります。

(契約の更新)

第 11 条 第 10 条 2 項に基づき解約を申し出ない場合は、翌事業年度も自動更新するものとします。

(契約の変更)

第 12 条 加入者は契約の成立後、次の変更が生じたときは遅滞なく生協に届けるものとします。

(1) 加入者の氏名の変更

(2) 加入者の住所の変更

(3) 加入者の班または支部の変更

(契約の消滅)

第 13 条 加入者が生協を脱退したとき、または死亡したとき消滅します。

(払込み猶予期間および失効)

第 14 条 掛金の払込み猶予期間は、払込期日の翌日から 3 か月とします。

2. 払込みの猶予期間が過ぎても、なお掛金が払込まれない場合、契約は払込期日の翌月零時にさかのぼって失効します。但し、理事長があらかじめ事実関係の調査を行い、必要と認めるときはこの限りではありません。

第 三 章 掛金の種類及び給付金の支払い

(事由発生の報告)

第 15 条 加入者またはその家族は事由が発生したときは、速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続きをとるものとします。

(給付金の支払請求)

第 16 条 事由が発生したときは、細則の別表にて期間が定められているものを除き、その発生日から 60 日以内に支払請求書と細則の別表に定める添付書類を提出し、給付金の支払いを請求するものとします。

2. 給付金の受取人が給付金の請求手続を事由発生から 1 年間怠ったとき、生協は給付金の支払い

義務を免れます。

3. 申請時も生協の組合員であることとします。

4. 一契約につき事業期間中の総給付限度額は10万円とします。

(給付金の支払)

第17条 給付金は事由発生を規約および細則にそって単協福祉たすけあい委員会が審査し、審査翌月の共同購入代金の支払日に単協福祉たすけあい委員会が支払うものとします。

(調 整)

第18条 給付金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義を生じたときは単協福祉たすけあい委員会において調整するものとします。

第 四 章 事業の実施方法

(細 則)

第19条 生協はこの規約に定めるもののほか、事業活動のための手続き、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動するものとします。

(附 則)

この規約は2026年10月1日より施行するものとします。

2. この規約の改廃は生協の総代会において行うものとします。

<生活クラブエッコロたすけあい制度細則>

(総則)

第1条 生活クラブエッコロたすけあい制度規約(以下規約という)第19条に基づき、制度の執行に必要な事項はこの定めによるものとします。

(家族の定義)

第2条 規約に規定する「家族」とは、別途対象が定められているものを除き、同居する親族と別居の2親等以内の親族とします。

(居住する住宅の定義)

第3条 規約に規定する「居住する住宅」とは、加入者が日常生活を営むために居住している住宅で、自家・借家・借間を問わないものとします。

2. 物置、納屋、塀、垣根、倉庫、その他の付属構築物は除きます。

(不慮の事故の定義)

第4条 規約に規定する「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい、外因による事故の範囲は以下の通りとします。

(1) 交通事故

(2) 不慮の中毒

(3) 不慮の墜落

(4) 天災

(5) 火災および火焰による不慮の事故

(6) 不慮の溺没

(7) 不慮の打撲

(8) その他単協福祉たすけあい委員会が特に認めたもの

(入院の定義)

第5条 規約に規定する「入院」とは、医師の診断により治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院または診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要であるとされた時とします。

2. 「病院」とは医師法に定める病院または診療所とします。但し、柔道整復師法に定める施術所等は病院に準ずるものとします。

3. 加入者が入院後病院を変更し、別の病院へ移動した場合は継続して入院したものとします。

4. 同一病気・同一事故に起因する入院は入退院を繰り返しても一事由とします。

（在宅療養の範囲）

第6条 規約に規定する「在宅療養」とは、家庭において治療に専念する必要がある、かつ日常生活に支障を生じた状態とします。

（事業期間をまたがる事由の取扱）

第7条 事由が事業期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の事業期間に通算するものとします。

（組合員活動の定義）

第8条 規約に規定する「組合員活動」とは、班会、チラシ配布、展示説明会、説明会、地区会、委員会等への出席、学習会・研修会への参加、生産者交流会など生協主催の行事や生協運営に関わる活動に参加することとします。

（掛金の払込方法）

第9条 規約第7条の掛金の払込方法は、毎月度の共同購入品代金の支払いと同一の方法で払込むものとします。

（解約方法）

第10条 規約第10条の2で規定する解約方法は、所定の解約届けを2月末までに提出することとします。

（保障内容）

第11条 規約第2条に規定する事由に対する保障内容は細則の別表のとおりとします。

（ケアおよびケア者の定義）

第12条 「ケア」とは日常生活を円滑にするために支援することをいい、ケア者とはそれを行う者をいいます。介護や医療資格を必要とする看護は含めないものとします。

（附則）

この細則は2026年10月1日から施行するものとします。

2. この細則の改廃は生協の理事会において行うものとします。

協同組合アイデンティティに関する ICA 声明 (1995)

定義

協同組合は、人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体をつうじて、共通の経済的、社会的、文化的ニーズと願いをかなえることを目的とする。

価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の創設者たちの伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

原則

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践するための指針である。

第1原則 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織であり、性による差別、社会的、人種的、政治的、宗教的な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意思のあるすべての人びとに開かれている。

第2原則 組合員による民主的管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織であり、組合員は、その政策立案と意思決定に積極的に参加する。選出された役員として活動する男女は、すべての組合員に対して責任を負う。単位協同組合の段階では、組合員は平等の議決権(1人1票)をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

第3原則 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合に公正に出資し、その資本を民主的に管理する。少なくともその資本の一部は、通常、協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員になる条件として払い込まれた出資金に対して、利子がある場合でも、通常、制限された利率で受け取る。組合員は、剰余金を次のいずれか、またはすべての目的のために配分する。

準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するためその準備金の少なくとも一部は分割不能なものとする

協同組合の利用高に応じて組合員に還元するため組合員の承認により他の活動を支援するため

第4原則 自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決め行う場合、または外部から資本を調達する場合には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自治を保持する条件のもとで行なう。

第5原則 教育、研修および広報

協同組合は、組合員、選出された役員、マネージャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育と研修を実施する。協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる。

第6原則 協同組合間の協同

協同組合は、地域的、全国的、(国を超えた)広域的、国際的な組織をつうじて協同することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

第7原則 地域社会への関与

協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、地域社会の持続可能な発展のために活動する。

生活クラブの 福祉・たすけあい8原則

誰もが当事者として自己決定にもとづいて生きるしくみを積み重ねてきたことが生活クラブの誇るべき特長です。

この強みを各地の生活クラブ、運動グループ、提携生産者が共有し、その地域に必要な機能を指さす。

「福祉の自給ネットワークづくり」をめざして、「生活クラブの福祉・たすけあい8原則」を定めます。

1

多様性

一人ひとりがちがいを認めあひながら、
対等につながり、よるこびを
分かち合える社会をめざします。
社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）、
性差や年齢、特徴にかかわらず、誰もが潜在能力を
発揮でき、出席をもってつながりあう社会をめざし、
サステイナブル（持続可能性）に取り組みます。



2

尊厳の尊重

生まれた時から最期の一日まで、
誰もがその人らしく安心して暮らせる
地域をつくれます。
その人がどういう暮らしを望んでいるのか、
この先の人生をどう過ごしていきたいのか、
それをよく理解して、大切にしたい。学び、住まい、
居場所がある安心の地域づくりをすすめます。
住みなれた地域で最期まで自分らしく生きるために。



3

参加型社会

子育て、介護、社会的孤立を地域全体の
課題と考え、お互いにたすけあう
参加型のしくみをつくれます。
コミュニティ中心の参加型社会は、人びとが、
自分たち自身の誇りをもって生きる基盤に
つながります。共済や寄付も、
お金に託して参加するたすけあいです。



4

働きがいのある 人間らしい仕事



生活と仕事が調和し、社会を豊かにする
多様な働き方・働く場をつくれます。
安心して一生暮らしていける、働きがい、
やりがいを見いだせ、自らの知識・能力、
技能が伸ばせる仕事（ディーセントワーク）をめざします。
だれもが仕事にアプローチできるしくみをつくれます。



5

居場所づくり・ 役割づくり



あらゆる人が、心おだやかに楽しく過ごせる
居場所づくり・役割づくりをすすめます。
地域や近隣の人との接点をもつことで「ふれあい」が生まれます。
誰もが抱く願いは、元気で生きがいを持ち、
住みなれた地域で、自分らしく暮らすことです。
何歳でも再チャレンジできる社会づくりをめざします。



6

子育て支援

子どもが笑顔で暮らせるように、地域全体で、
子ども支援・親支援に取り組みます。
子どもは生まれてくる環境を選べません。
子どもたちが心身ともにすこやかに育つ社会、
安心して子どもを生み育てることができる
社会にしたい。



7

介護支援

介護する人・受ける人がどちらも、
安心して毎日を送るようサポートします。
介護生活、それは長い道だから…
悩みを話し合い、人生最期の日まで尊厳を
もてるようなケアをめざします。



8

社会的孤立 への支援

貧困と孤立を見逃さず、寄り添い、
伴走することで自立を後押しします。
人は生きていくと、いろいろな困ったことに
出会います。みんなであすけあうことで、
社会的孤立から抜け出せます。



■生活クラブ生活協同組合（静岡）

	センター／本部	電話	FAX
消費材の破損・盗難受付	沼津センター	055-923-4828	055-922-6153
	静清センター	054-366-8456	054-366-8457
	浜松センター	053-433-0570	053-433-0571
制度詳細の問合せ	本部	055-927-3399	055-922-6153